

第1章

インドの子どもたちの生活環境 ——児童労働撤廃政策の変遷を中心に——

中村 まり

要約：

インドは、児童労働の減少と並行して、学校教育の普遍化に向けて政策改定や国際条約の批准を行うなど、近年着実な進展を見せている。世界最大の子ども人口を抱えるインドの子どもたちをめぐる政策の中でも、低所得層への影響が大きい児童労働撤廃に関わる政策と関連法の変遷を、子どもたちの生活環境の変化の一端として検討した。

キーワード：インド、児童労働撤廃、教育の権利

はじめに

インドにおける児童労働は、子どもの教育機会を奪い、将来の経済社会発展の礎をむしばむ、撲滅すべき対象として、中央政府、州政府、町や村といった地方行政府、教育機関、産業団体などあらゆる方面から、長きにわたり対策が取られてきた。

本稿では、インドの児童労働撤廃政策や法整備の変遷を追い、近年のネット社会拡大に伴う新たな問題にも言及していく。

1. インドの児童労働減少の道筋

(1) インドの児童労働者数の推移

インドにおける児童労働者数の推移は、統計的定義の変更や、国勢調査や労働力調査といった調査手法の違いなどの制約はあるが、公式統計で確認できる範囲では、大きな流れとして少なくとも2005年以降急速な減少傾向にある。

表1 インドの児童労働者数の推移

年	児童労働者数 (5-14 歳)	主な関連事項
1971 年	約 1,070 万人	国勢調査データ。対象年齢は 0-14 歳。
1981 年	約 1,360 万人	人口増加に伴う増加
1991 年	約 1,130 万人	経済自由化直前
2001 年	約 1,260 万人	定義の微調整により微増
2005 年	約 907 万人	全国標本調査 (NSS02004-05) からの推計値
2011 年	約 435 万人	公式の最新国勢調査データ
2012 年	約 348 万人	NSS02011-12 からの推計値
2021 年	約 200~300 万人	パンデミックにより国際調査は 2027 年に延期。 労働力調査からの 15 歳未満の就学率向上を背景とした予測値。

(出所) Census of India 1971, 1981, 1991, 2001, 2011 各年版、NSS Report No. 515 (61/10/1)、NSS Report No. 554 (68/10/1)、Annual Report, Periodic Labour Force Survey (PLFS) 2022-23 より筆者作成。

インドの児童労働者数は1981年に、約1360万人とピークにあった。1971～1981年の10年間で人口増加率は24.66%という高水準にあり、爆発的な人口増加に伴って児童労働者数も増加していったと考えられる。農村部での貧困率も高く、児童労働を問題視する社会的風潮もインド国内にはほとんどなかった。児童労働問題研究者 Dr. Virgil D Sami 氏によると、同氏が児童労働問題を提起し始めた1970年代には、子どもが学校へ行かず働く

のを問題視する風潮はなく、児童労働は当然のことと見られていたという¹。特に農村部では、子どもは農業や家業、家事の貴重な労働力と考えられていた。1981年センサスでも、農村部の識字率は34.0%（男子49.7% / 女子18.0%）と低かった。1980年代に入っても、6～11歳の学齢児童のうち約16%以上が不就学であり、その8割以上が教育の後進地域や農村部に集中していた（西川:4）。

しかし表1が示すように、公式統計で確認できる範囲では、2001年まで1200万人を超えていた児童労働者数は、少なくとも2005年以降1千万人を下回り、大幅な減少傾向を示している。

表2 農村部と都市部における児童労働率（Labour Force Participation Rate: LFPR）
の推移

	NSSO 2011-12 (第68次)	PLFS 2022-23 からの LFPR 推計値 (注)	推移の傾向
農村部 (Rural)	1.80%	0.4% - 0.7%	大幅な減少
都市部 (Urban)	1.10%	0.2% - 0.4%	大幅な減少
全国平均 (Total)	1.50%	0.5% 未満	劇的な改善

(注) PLFSの個別データ分析に基づく推計値。PLFS 2022-23の公式報告書では、15歳未満の活動状態は「教育を受けている (Attending Educational Institution)」に95%以上が分類されている。児童のLFPRは、PLFS 2022-23の「個別データ (Unit Level Data)」から個人の活動状態を表す「コード」が、労働力 (Labour Force) としてカウントされるコードに該当する推計人数を5-14歳の総推定人口で割った数値に基づく。ちなみにコードの11、12、21が自営業 (Self-employed)、31が定給労働 (Regular wage/salaried)、41と51が臨時雇い労働 (Casual labour)、81が失業・求職中 (Seeking/Available for work) である。

(出所) NSS Report No. 554 (68/10/1)、Annual Report, Periodic Labour Force Survey (PLFS) 2022-23 より筆者作成。

表2は、5～14歳の人口のうち、労働に従事している（または求職中である）子どもの割合を、2011年以降のデータで比較したものである。農村部でも大幅な減少が見られ、全国でも近年の劇的な改善が見られる。「労働参加率0.5%未満」という数値は、「学

校に行かずにフルタイムで賃金労働をしている子ども」が激減したことを示している。

ただし、ここで注意が必要なことは、国際機関の定義する17歳以下を含めると児童労働者数の数値は大きくなることである。持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）の児童労働撤廃目標では、5～17歳までを対象に含めている。15～17歳は「青年労働者(adolescent)」と呼ばれ、危険有害業務に従事している場合は「児童労働」としてカウントされる。他方、インド国内の2016年「児童労働（禁止および規制）改正法」（Child Labour (Prohibition and Regulation) Amendment Act, 2016、以下2016年CLPR改正法）では、15～17歳は、「原則として働けるが、危険有害な仕事には就かないように保護されるべき過渡期の層」として法的に位置づけられた。インド国内の非政府組織（NGO）などは、18歳未満については危険、有害に関係なく保護の対象とすべきであると警告し続けている²。また、「学校に通いながら、あるいは就学せずに、家庭内で家事や家業に長時間拘束されている子供」についても注視が必要である。

2. インドの児童労働撤廃政策の推移

(1) ILOの児童労働撤廃関連2条約の批准にいたる道筋

インドの国連子どもの権利条約（Convention on the Rights of the Child: CRC）加入は1992年である。署名・批准は経ずに条約内容に合意している。2017年6月13日にインド政府は児童労働の撤廃に関する国連労働機関（ILO）の基本条約である「1973年の最低年齢条約（第138号）」と「1999年の最悪の形態の児童労働条約（第182号）」の両方の批准書を寄託した。ILOの児童労働関連2条約の批准に時間を要した背景には、インド特有の社会経済的な複雑さと法的整合性の問題があった。

最大の障壁は、当時のインドの国内法である1986年の児童労働（禁止および規制）法の内容が、ILO条約の求める基準を満たしていなかったことであった。ILO第138号条約は、義務教育終了年齢（通常15歳以上）未満の就業を原則禁止することを求めている。しかし、以前のインドの法律では、特定の「危険な職業」以外での児童労働を一部許容する余地があった。この「国内法と国際条約の整合性」を整えるプロセスに、多大な時間を

要した。

この「整合性」を整えるプロセスは、単なる条文の書き換えではなく、教育制度や労働市場の定義を根本から見直す多面的な改革が必要だった。国内法を国際基準まで引き上げる「手段」として、以下の3つのステップを踏んだ。

① 就業最低年齢と義務教育年齢の完全一致

ILO 第138号は、就業最低年齢を義務教育終了年齢（原則15歳以上、発展途上国は14歳）と一致させることを求めている。インドでは2009年に教育の権利法（The Right of Children to Free and Compulsory Education ACT、以下2009年RTE法）が制定され、14歳までの義務教育が確立された。これを受け、2016年CLPR改正法において、14歳未満のあらゆる職業・工程での就業を全面的に禁止し、法的な整合性を確保した。

② 「青年労働者」区分の新設と危険有害業務の保護

ILO 第182号は、18歳未満の「最悪の形態の児童労働」を禁止しており、15～18歳の層への保護を必要とした。2016年CLPR改正法では、国際基準である18歳までの保護を明文化した。そして新たに青年労働者（15～18歳）という定義を導入し、これにより地雷敷設や化学工場などの「危険な職業・工程」に青年労働者が従事することを厳格に禁止した。

③ 家族経営（Family Enterprises）の例外規定と管理

伝統的な家族経営をどう扱うかが最大の論点となり、2016年CLPR改正法では「学校以外の時間」や「休暇中」に限り、家族経営の手伝いを認めることとした。これに対しILOからは「例外が広すぎる」との懸念が示された。インド政府は、2016年CLPR改正法の細則となる児童労働（禁止および規制）規則（Child Labour Rules、以下2017年改正規則）を通知した。2017年改正規則は、2016年CLPR改正法を実際に現場でどう運用するかをまとめた実務マニュアルにあたり、この中で「家族」の定義を厳格化し、商業的な搾取を防ぐための監視体制（PENCIL³など）を導入することで、条約批准への理解を得た。

(2) 児童労働を撤廃し、学校教育を促進する国内法

インドは児童労働の減少と並行して、学校教育の普遍化に向けて急速な発展（を遂げて

きた。インド国内法で、児童労働撤廃に関連する法律や条約の批准は、時系列に整理すると以下の表3のとおりである。

表3 インドの児童労働撤廃に関連する主な法律、条例の批准

年	法、条約等	英語名称	概要
1950	インド憲法	The Constitution of India	(第14条)において、14歳未満の児童に工場等で労働させることを禁止することを提唱。
1976	債務労働制度(廃止)法	The Bonded Labour System (Abolition) Act, 1976	借金の返済のために労働を提供する」という債務労働制度を全面的に廃止し、これまでの債務を法的に消滅させた。
2002	インド憲法第86次改正による第21A条(Article 21A)の新設	The Constitution of India (Eighty-sixth Amendment Act, 2002)	インドの教育政策における最大の転換点。教育は国家の「努力目標」から、国民が裁判所で主張できる「基本的権利」へと格上げされた。
2009	無償義務教育に関する子どもの権利法	The Right of Children to Free and Compulsory Education ACT, 2009 (RTE2009)	インドのすべての子どもに教育を受ける権利を保障する。
2012	性的犯罪からの児童保護法	the Protection of Children from Sexual Offences Act 2012.	18歳未満の全ての児童への性的虐待や搾取に対し、より厳格かつ児童に配慮した手続きを定めた。
2013	2013年国家食糧安全保障法	The National Food Security Act, 2013 (NFSA 2013)	学校給食(ミッドデイ・ミール)を法的な権利として確立した。
2016	1986年児童労働(禁止・規制)法の改正	the Child and Adolescent Labour (Prohibition and Regulation) Amendment Act 2016	あらゆる職業または工程における14歳未満の子どもの就業を完全に禁止。14~18歳の年少者についても危険で有害な職業及び工程への就業を禁じる形で1986年の法の改正。
2017	ILOの1973年の最低年齢条約(第138号)、1999年の最悪の形態の児童労働条約(第182号)	C138 - Minimum Age Convention, 1973 (No. 138), C182 - Worst Forms of Child Labour Convention, 1999 (No. 182)	ILOの児童労働関連2条約を同時に批准し、「児童労働のない社会」に向けたインドの公約を再確認

(出所) 筆者作成。

2016年CLPR改正法や、2012年の性的犯罪からの児童保護法などの直接児童労働を規制する法律の一方で、教育面では、2009年の無償義務教育に関する子どもの権利法や、2013年の国家食糧安全保障法によって給食制度の組み込みを行った。「児童労働の禁止」と、この「学校給食の義務化」は、インドにおいて「子どもを労働現場から引き離し、学校に留まらせる」ための表裏一体の戦略となっていった。

(3) 全国児童労働プロジェクト(National Child Labour Project: NCLP)の現在

インド政府が児童労働をどう解決していくかという「基本方針」をまとめた全国児童労働政策(The National Child Labour Policy)が1987年に策定された。この政策の3つの

柱は、① 法律の厳格な執行、② 関連する福祉計画の集中投入、③ 児童労働が多い地域での「全国児童労働プロジェクト（NCLP）」の実施であった。

1987年に策定された全国児童労働政策はその後、法整備や条約の批准によってその中身がアップデートされ続けてきた。2016年CLPR法改正では、14歳未満児の労働全面禁止などが決まり、「法律の執行」部分が強化された。さらに、2017年のILO条約批准により国際基準に合わせて政策の運用が世界レベルに引き上げられた。

そして、以前の政策ではNCLPを重視していたが、現在は教育省の統合教育計画（Samagra Shiksha：サマグラ・シクシャ）へ統合するという新しい方針に切り替わった。

① インドの児童労働政策変遷の3段階

(a) 第1期：分離・特別対策フェーズ（1987～2000年代後半）

「児童労働は根深い問題なので、一般の教育システムとは別に、労働雇用省が独自の『特別学校』を作って対応すべき」という発想に基づいて、労働雇用省の管轄で、公立学校とは別の建物・カリキュラムでNCLPセンターとして特別学校が運営されていた。

(b) 第2期：法的権利の確立フェーズ（2009～2016年）

2009年RTE法の制定後、「すべての子どもに正規の学校へ行く権利があるなら、NCLPセンターという特別学校をいつまでも維持するのは、子どもを二級市民扱いすることにならないか？」という議論が浮上した。女性・子ども開発省（Ministry of Women and Child Development）の管轄下で子どもの権利保護に取り組む、子どもの権利保護委員会（The National Commission for Protection of Child Rights：NCPCR）は、2009年RTE法に基づき「すべての子どもは一律に質の高い教育を受ける権利がある」と主張し、労働雇用省管轄のNCLPセンターを早期に教育省の正規システムへ統合すべきだと政府に繰り返し提言した⁴。これにより、NCLPの役割が「独自の学校」から、正規の学校へ入るための「準備施設（ブリッジ教育）」へと定義し直され、NCLPはブリッジスクールを運営した。

(c) 第3期：完全統合・システム化フェーズ（2021～現在）

2021年に統合教育計画へ統合され、NCLPの活動は終了した。背景となる考え方は「労働雇用省は『労働の摘発』と『法執行』に専念し、救済された後の『教育』は教育のプロ（教育省）が一貫して担うべきだ」という役割分担の明確化だった。統合教育計画⁵は、2018年に教育省が、以下の3つの既存スキームを一本化して誕生した。①初等教育

普及計画(Sarva Shiksha Abhiyan : SSA)、②中等教育普及計画 (Rashtriya Madhyamik Shiksha Abhiyan: RMSA)、③教員養成計画対象範囲の拡大(Teacher Education: TE)である。そのスローガンは、「分断のない学校教育を (School Education as a Continuum)」というものであった。

NCLP センターの教員は正規の教員免許を持っていない場合があり、設備も公立学校より劣ることが多かった。結果として児童労働を経験してきた貧困層の子どもに質の低い教育を強いている「特別」という名の「差別」であるとの指摘があった。NCLP センターに留まる期間が長引くことで、正規の学校社会からさらに孤立してしまうというメインストリーミングへの合流の遅れのリスクや、「教育」は教育省の責任であるべきなのに、労働雇用省が「教育」を担うことで、教育の専門性や継続性が担保されないという構造的問題も統合の議論の背景にあった。

(4) タミルナドゥ州シバカシ市のマッチ・花火産業の事例

ここでは児童労働最悪の地と言われたタミルナドゥ州シバカシ市が児童労働撲滅に取り組んだ経緯を振り返る。

1980年代初頭のイギリスのドキュメンタリー番組やガーディアン紙 (The Guardian、1982年1月11日) によって、インドのマッチや花火産業の過酷な児童労働の実態が世界に向けて報じられた。きっかけは、インドのジャーナリスト Sumanta Sen 氏の India Today 誌 (1982年1月15日) に載った『Sivakasi: The Child Workers (シバカシ：子供の労働者たち)』の記事であった。

児童労働の集中地域として悪名をはせたシバカシ市 (Tamil Nadu 州 Virudhunagar 県 Sivakasi 市) では、当時5万人近い子どもたちが、マッチや花火製造工場で過酷な労働環境のもと、長時間労働をしていると報じられた。この報道をきっかけに ILO などの国際機関や、国際的人権団体の児童労働撤廃の機運が広がっていった。

インド国内でも Sen 氏のこの記事が掲載された後、国会で激しい議論が巻き起こり、1986年の児童労働禁止法 (The Child Labour [Prohibition and Regulation] Act of 1986) 制定への直接的な圧力となった。最高裁判所がこの問題を取り上げ、児童労働を禁止する法的枠組みの整備を促したことも世論を動かす大きな力となった。

インド最高裁判所の介入は、インドの労働法制史上、極めて重要な転換点であったと言われている。特に1991年の「メータ対タミルナドゥ州政府事件 (M.C. Mehta vs State of Tamil Nadu)」の判決は、単なる禁止命令にとどまらず、児童労働を根絶するための具体的な「経済的枠組み」を提示した点が画期的であった⁶。

この事件は、環境・人権活動家である弁護士のM.C.メータ氏が、インド憲法32条（憲法上の救済）に基づき、シバカシ市の花火・マッチ工場における深刻な児童労働を放置している州政府を相手取って申し立てた公益訴訟（Public Interest Litigation: PIL）であった。インドにおける公益訴訟とは、社会的に弱い立場にある人々や、自ら裁判所に訴えることが困難な集団の権利を守るために、第三者やNGOが裁判を提起できるという独自の法的制度である。1996年12月10日の最高裁の判決は、単に「児童労働は違法である」と述べるだけでなく、その貧困などの経済的背景を解決するための具体的なスキームの作成を命じたことが、画期的と言われている。

判決に含まれていた内容は以下の通りである。

- ① 雇用主に対する経済的ペナルティ（基金の設立）：児童を雇用していた工場主は、子供1人につき2万ルピー（1996年当時の日本円で約6万2千円）を「児童労働更生福祉基金」に支払う。
- ② 大人の雇用保障：子供を労働から外す代わりに、その家族の大人1人に代替の雇用を提供することを州政府に義務付ける。もし雇用を提供できない場合、州政府は基金に5千ルピー（同上約1万5500円）を拠出しなければならない。
- ③ 教育の強制：労働から解放された子供は、工場ではなく全日制の学校に通わせることを義務付ける。

最高裁がM.C.メータ事件の判決により、「児童1人につき2万ルピーの制裁金」の支払いを命じたことで、雇用者側にとって児童労働は「安価な労働力」から「倒産リスクを伴う巨大な負債」へと変わった。また、国際的な人権意識の高まりにより、児童労働の疑いがある製品は海外市場から締め出される懸念があり、製品の輸出にも影響を及ぼした。そこで、タミルナドゥ花火・火薬製造業者協会（Tamil Nadu Fireworks and Amorce Manufacturers' Association: TANFAMA）や南インドマッチ商工会議所（The South India Chamber of Matches: SIMA）などの業界団体が中心となり、一種の自己防衛として自主的な認定制度である児童労働不使用（No Child Labour Employed : NCLE）ラベルを導入した⁷。

この判決は、シバカシ市だけでなくインド全土の「危険な産業」すべてに適用される指針となった。工場側は、児童労働が行われていないことを証明する義務（監視・報告の義務）を負うようになり、行政地区査察官への定期的な報告義務ができた。さらに、この判決で示された「子供には労働ではなく教育を受ける権利がある」という理念が、2002年の憲法改正（教育の基本的人権化）や2009年 RTE 法の土台となったと言われている⁸。

このような児童労働撤廃の取り組みが長年続けられており、タミルナドゥ州は州首相が2025年までに児童労働を確実に根絶することを改めて表明し、州政府の優先事項であることを確約している（The Times of India 2024年6月12日）。しかし一方で、タミルナドゥ州の花火産業では、今でも時折、『タミルナドゥ州の花火工場から子どもを救出』といった新聞の見出しが見られる（The Times of India 2021年7月15日）。この事件後、児童労働を取り締まる査察官は、児童労働者を雇用する人々に対しては厳しい措置が取られると警告している。子どもが児童労働者として雇用されている事件に遭遇した場合は、通報電話番号「1098」に連絡して情報を伝えることができると周知されている。最近ではスマートフォンのアプリを通じてだれでも通報ができる仕組みの普及が、労働雇用省の働きかけで広められている。児童労働はあらゆる方策を駆使して、引き続き社会全体が注視していく必要がある課題となっている。

3. ネット社会の拡大と児童労働への影響

ネット社会の急速な拡大に伴い、児童労働もこれまでの「工場や農場での肉体労働」という形に加え、「デジタル空間での目に見えにくい労働」という新たな現象が増加しつつある。

(1) 「デジタル児童労働」の出現

インターネットの普及により、従来の法律では捉えきれない新しい形の児童労働が急増していることが指摘されている。キッズ・インフルエンサーと呼ばれる、ソーシャル・

ネットワーキング・サービス(SNS)やYouTubeでの動画配信(Vlog:動画による日記や記録、ダンス、商品紹介)が、インドでも巨大な市場となっている。これらは一見「遊び」に見えるようで、収益化が目的の場合、過酷な撮影スケジュールやプライバシーの切り売りという観点から、新しいデジタル労働であり、子どもが出演することは問題視されている⁹。

また、「オンライン・マイクロタスク」と呼ばれるオンライン業務委託に子どもが参入している問題が拡大している。安価なスマートフォンの普及により、貧困層の子どもたちが学校へ行かず、あるいは夜間に、データ入力や広告クリック、コンテンツのモデレーションなどの細かなオンライン業務(ギグ・ワーク)に従事するケースが報告されている。

(2) ネット社会が児童労働にもたらした負の影響

ネットの普及は、搾取の手段として悪用されるリスクとともに、子ども自身のデジタル依存から起こる悪影響も懸念事項である。SNSやメッセージアプリ(WhatsApp等)を通じて、甘い言葉で子どもやその家族を誘い出し、強制労働や性的搾取に追い込む手口が巧妙化しており、サイバー人身売買とリクルートの手段として利用されている。また、2026年2月に発表されたEconomic Survey 2025-26でも、デジタル依存と教育の格差を懸念している。若年層の「デジタル依存」が深刻化し、教育のために配布されたタブレットが労働や娯楽に転用され、結果として学習時間が奪われ、将来的な貧困の連鎖(児童労働の温床)を生むリスクが指摘されている¹⁰。

(3) テクノロジーによる監視と対策の進化: ネット社会の正の影響

一方で、インターネットは児童労働を撲滅するための強力な武器にもなっている。PENCILポータルと呼ばれる、児童労働の通報、救出、リハビリを一元管理する労働雇用省のオンラインプラットフォームの運用が開始されている。

ディクシャ(Digital Infrastructure for Knowledge Sharing: DIKSHA)という教育省主幹のデジタル教育インフラは、児童労働から救出された子どもたちの学校復帰や、質の高い教育を地方へ届けるための教育デジタル化の基盤である。DIKSHAの開発・運用を行う国立教育研究訓練評議会(National Council of Educational Research and Training: NCERT)は、

国家教育政策（NEP）2020に基づき、インド全体の教育の指針となる学習指導要領（National Curriculum Framework: NCF）を作成している。

NCERTが作成している児童労働救出児向けの補習カリキュラム（ブリッジコース）では、児童労働から救出された子どもたちを年齢相応の学年に編入させるため、特別訓練センター（Special Training Centres: STC）向けの濃縮されたカリキュラムを提供している。同カリキュラムは質の高い教育を届け、学校復帰を支援するツールとして期待されている。また児童労働撤廃活動を進めるNGOが児童労働の危険性や権利について、地方のコミュニティへ直接情報を発信する啓蒙活動にSNSを役立てている。インドではWhatsAppというメッセージアプリが圧倒的に普及しているが、NGOで働く職員たちの作業の報告・情報共有などにも幅広く活用され、作業効率が上がったとNGOの管理者は語っていた¹¹。

おわりに

インドの子どもたちをめぐる政策について、主に児童労働撤廃政策の動向を中心にみてきた。この背景には、子どもの教育を受ける権利を保障した法律の制定や国際条約の批准など、内外からの子どもの権利を保護する動きと法整備があった。特に最高裁のM.C.メータ事件の判決以降、法整備と執行能力の向上により、児童労働は雇用者側にとって「安価な労働力」から「倒産リスクを伴う巨大な負債」へと変わったことが雇用者側の行動変容を促し、社会の意識を大きく変えていった。

多様で広大なインドの中で、州間格差、都市部と農村部の格差など課題は多い。どこに生まれても子どもたちが最低限の教育を受け、未来への準備をしていける期間として子ども時代を過ごせるように、それがあらゆる環境にいる子どもたちに行き渡るように、今後も少しずつ前進させていくことが肝要である。

〔参考文献〕

<日本語文献>

田部昇 2010 『インド：児童労働の地をゆく』アジアを見る眼 112. 日本貿易振興機構
アジア経済研究所。

中村まり・山形辰史編 2013 『児童労働撤廃に向けて：今、私たちにできること』アジ
ア研選書 No. 33 日本貿易振興機構アジア経済研究所。

西川 由比子 2018 「インドにおける教育水準の変遷過程：格差是正と普遍化への試
み」『城西大学大学院研究年報』 31、1-11 頁。

山本盤男 2021 「インドの基礎教育普遍化と教育支出」『福岡大学商学論叢』 66 (2・
3)、101-137 頁。

<外国語文献>

Anti-Slavery International 1990. "Child Labour in the South Indian Firework Industry", Slavery
International, London.

Anti-Slavery International 1997. "Enforcing Child Labour Laws: Triumphs and Failures", Anti-
Slavery International, London.

Bajpai, Asha 2017. *Child Rights in India: Law, Policy, and Practice*, Oxford University Press.

Bureau of International Labor Affairs, 2023. "India: 2023 Findings on the Worst Forms of Child
Labor", U. S. Department of Labor.

Burra, Neera 2006. *Born unfree: child labour, education, and the state in India*, Oxford University
Press, New Delhi.

Department of School Education and Literacy, Ministry of Education 2023. NIPUN BHARAT
MISSION Stakeholders: Roles and Responsibilities, Government of India (GoI).

Ministry of Human Resource Development 2020. *National Education Policy 2020*, GoI.

National Sample Survey Office (NSSO) 2006. "Employment and Unemployment Situation in India,
2004-05", NSS Report No. 515 (61/10/1), Ministry of Statistics and Programme Implementation
(MoSPI), GoI.

National Sample Survey Office (NSSO) 2023. "Annual Report, Periodic Labour Force Survey
(PLFS), July 2022 - June 2023", MoSPI, GoI.

Kim, J. and W. Olsen 2023. "Harmful forms of child labour in India from a time-use perspective,"
Development in Practice, Vol. 33, No. 2, pp.190-204.

Kothari, Smitu 1983. "There's Blood on Those Matchsticks: Child Labour in Sivakasi," *Economic
and Political Weekly (EPW)*, Vol. 18, No. 27, Mumbai.

Singh, Nidhi 2025. 'The New Digital Labor: Legal and Ethical Frameworks for Protecting Child
Influencers in a Monetized World', *Indian Journal of Integrated Research in Law*, Volume V
Issue V, New Delhi.

Sukma, W. L., & Ruslan, K. 2025, “Digital Economy Challenge: Hidden Exploitation of Child Labour through the Use of Digital Devices”. *Journal of Central Banking Law and Institutions*, 4(2), 259–290. <https://doi.org/10.21098/jcli.v4i2.252>.

V.V. Giri National Labour Institute (VVGNLI) 2011. *Child Labour to Schools: A Compendium of District Level Interventions*, V.V. Giri National Labour Institute, Noida.

Weiner, Myron 1995. *The Child and the State in India: Child Labor and Education Policy in Comparative Perspective*, Princeton University Press.

UNICEF INNOCENTI 2024. “Child Labour and Schooling in India: A reappraisal”, UNICEF INNOCENTI.

<新聞>

The Guardian

The Times of India

¹ 2026年1月30日のDr. Virgil D Sami氏へのインタビューによる。

² 児童労働撲滅キャンペーン (The Campaign Against Child Labour ; CACL) の全国代表 Ashok Kumar氏へ2026年1月24日に行ったインタビューからの見解。

³ 児童労働撲滅のための実効的執行プラットフォーム (Platform for Effective Enforcement for No Child Labour : PENCIL) は、インド政府の労働雇用省 (Ministry of Labour and Employment) が運営する、児童労働撲滅のための統合オンラインポータル。

⁴ National Commission for Protection of Child Rights (NCPCR) - Annual Reports post-2010.

⁵ 統合への議論は、NITI Aayog (2022). Evaluation Report on Child Labour Schemes in India. に詳しい。

⁶ シバカシ市の児童労働の報道から、その後の最高裁の介入、法整備への道筋などの詳細は Weiner 1995、Burra 2006、田部 2010 を参照。

⁷ Anti-Slavery International の報告書は、シバカシ市の「NCLE ラベル」は、第三者による厳格な監査を伴わない「業界による自己満足的な認定」に過ぎないと疑念を呈している

⁸ Bajpai 2017 は、M.C.メータ判決が示した「更生福祉基金」と「教育保障」のスキームが、どのように国家児童労働プロジェクト (NCLP) を通じて教育権の議論へとつながっていったのかについての詳細な分析をしている。また、国立労働研究所 (VVGNLI) の報告書 (VVGNLI 2011) は「児童労働から学校へ」というパラダイムシフトが、どのように地方行政の慣行となり、最終的に2009年RTE法という国家的枠組みに結実したかを分析している。

⁹Singh 2025 参照。

¹⁰ Ministry of Finance Department of Economic Affairs Economic Division 2026. *Economic Survey 2025-26, GoI, New Delhi* (chrome-extension://efaidnbnmnnibpcajpcgkclefindmkaj/https://www.eoiparis.gov.in/pdf/economic_survey_2025_26pdf.pdf)参照。

¹¹ タミルナドゥ州マドゥライにある、医療面から子どもを支える NPO、Voice Trust の設立者 T. Murugesan 氏へのインタビューによる。